

社会福祉法人天神会業務規程

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 Prince Court 運営規程

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人天神会が開設する Prince Court（以下「当施設」という。）が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と、老人福祉法の理念に基づき入居者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とする。
- 2 この規程に定めのない事項については、老人福祉法等関係法令の定めるところによるものとする。

(運営方針)

- 第2条 当施設は、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活が送れるよう、相談・助言等の援助、食事の提供、入浴設備の提供、疾病・災害等緊急時の対応、余暇活動の支援等、入居者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように万全を期することを基本方針とする。
- 2 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- 3 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、入居者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

- 第3条 当事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 事業所名 Prince Court
- (2) 開設年月日 2018年8月1日

(3) 所在地 岡山県笠岡市神島 5666-1

(4) 電話番号 0865-67-4000

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 当施設の従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、施設の運営を総合的に調整し、入居者本位のサービス提供が行われるよう施設の業務を統括する。又、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1人以上

ア 入居者又はその家族からの日常生活全般にわたる相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、介護保険サービス・保健医療サービス又は福祉サービス等関係諸機関と連携を図る。

イ 苦情への対応、事故への対応記録を行う。

(3) 計画作成担当者 1人以上

入居者の意向を反映した個別支援計画の作成及び見直しを行う。

(4) 看護職員 2人以上

入居者の日常生活上の健康管理及び療養上の管理を行う。

(5) 介護職員 10人以上

介護職員は、入居者に対して、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話をを行う。なお、要介護者の利用者に要支援者の利用者1人を要介護者3分の1人と換算した利用者数をもとに、10又はその端数を増すごとに1人以上と算出するものとする。

(6) 機能訓練指導員 1人以上

入居者が日常生活を営む上で必要な機能を改善、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(7) 管理栄養士又は栄養士 必要数

栄養並びに入居者の身体状況、病状及び嗜好を考慮した食事を提供する。

(8) 調理員 必要数

管理栄養士又は栄養士の指示に基づき、入居者の食事を調理する。

(9) 事務員 必要数

(入所定員及び居室数)

第5条 入所定員は、40名とし、居室数は40室とする。

(指定特定施設等のサービス内容及び利用料等)

第6条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次の

とおりとし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入居者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 入浴介助

週2回以上、入居者の状態に応じて介助を行う。また、入浴困難な状態のときは、清拭を行う。

(2) 排せつ介助

入居者の状態に応じて介助を行う。

(3) 食事等日常生活上の世話

入居者の状態に応じて介助を行う。

(4) 相談援助

常に入居者の心身の状況、そのた置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者または、その家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、入居者の社会生活に必要な支援を行う。

(5) 日常生活動作の機能訓練

(6) 療養上の世話

(7) 健康チェック

2 入居者の選定による費用、その他日常生活上の便宜に要する費用は、別添料金表のとおりとする。

3 日常生活において通常必要となる費用で入居者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 本条第2項の別添料金表のサービスを提供する場合には、入居者又はその家族に対して事前に説明し、同意を得る。

(入居者が居室を変わる場合の条件及び手続)

第7条 入居者が居室を変更する場合の条件及び手続については、利用契約書の規定に従うとともに以下に従って行う。

(1) 特定施設は全室個室の介護居室であり、一時介護室は設置していない。

(2) 居室の住み替えの場合

一般サービス付高齢者向け住宅の居室から特定施設の居室への住み替えが必要となった場合には、利用契約書の規定に従い、必要に応じて医師の意見を聴く等、変更先の居室の概要、提供サービスの内容、権利の変更、費用負担の増減等について入居者に説明し、入居者の同意を得て、住み替えてもらうことがある。なお、状況に応じて身元引受人の同意を得ることとする。特定施設の居室から一般サービス付高齢者向け住宅の居室への住み替えも同じとする。

(3) 特定施設における居室替えの場合

当特定施設の運営の都合上、止むを得ず居室替えを行う場合、利用契約書の規定に基づき入居者又は身元引受人の同意を得て行う。

(秘密保持)

第8条 職員は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

(権利擁護)

第9条 入居者の人権尊重の理念のもとに、入居者の生活のことや財産管理は、入居者自らの意思で決定することを尊重する。ただし、事理判断能力が困難な入居者には、可能な限りの援助を行う。

- 2 必要に応じて成年後見人等や地域の権利擁護機関(社会福祉協議会、司法書士協会など)と連携を図る。

(苦情相談)

第10条 入居者及び家族等からの苦情に対しては、「苦情解決に係る取り扱い指針」に則り、苦情処理にあたる。

- 2 入居者及び家族等から苦情があった場合には迅速かつ適切な対応をする。
- 3 入居者及び家族等からの苦情に対して、市町村が行う調査に対し協力するとともに助言を受けた場合は努めて改善する。
- 4 入居者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに対応する。

(身体の拘束等)

第11条 当施設は、原則として入居者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、当施設が設置する身体拘束防止委員会において判断し、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、入居者の担当職員がその態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 職員は、入居者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 入居者が外出・外泊をする場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。
- (4) 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

2 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火器を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。
- (6) 建物・敷地内での喫煙。

(緊急時等の対応)

第13条 入居者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に向けた体制等)

第14条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を配置するものとする。

- 2 当施設では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は専任の担当者とする。
- 3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- 4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成する。また、非常災害に備え、定期的に避難・通報訓練等を行う。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
 - (2) 階層別研修 随時
 - (3) 看護職員又は、介護職員を他の職員と明確に区分するための措置として、「勤務形態一覧表」を職員通用口に掲示し、また入居者等に対しては各ユニットの契約書綴に綴じることとする。
- 2 この規程に定めるもののほか、Prince Court の運営管理上必要な事項は、理事長の承認を得て施設長が定めることができる。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 6 月 4 日から施行し、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。